

ふるさと田辺応援寄附金返礼品募集 Q&A

Q1. どのような品物でも返礼品として登録できますか。

- A. 募集要項内の、返礼品要件を満たす必要があります。また、「田辺市の魅力を発信するとともに地域産業の振興等につながる要素を持つものであり、寄附者へのお礼の品として相応の品であること。」としているように、地域の魅力や地域独自のブランド等の発信、振興等の要素を持ち、田辺市からのお礼として送付するに相応と想定される品を返礼品として登録します。

(例) 田辺市の特産品である南高梅の中でも、等級Aに準ずる梅を使用した加工品など。

Q2. 地場産品基準とはなにか。

- A. 総務省の告示により、地方団体が提供する返礼品等は、以下の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）である必要があります。

※総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」に、返礼品に関する根拠法令や Q&A が掲載されていますので、最新情報をご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/

【地場産品基準（総務省告示第179号第5条 抜粋）】

- 1…当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2…当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3…当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
 - イ 食肉の熟成又は玄米の精白…当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの
 - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程…当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 4…返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5…地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6…前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
- 7…当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
 - 7の2…当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
 - 7の3…当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの
 - ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

※関係省庁から法令や地場産品基準（以下、法令等とする）の改正の通知があった場合、改正後の法令等を遵守してください。

Q3. 「田辺市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること」とは。

- A. 当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであるということ等で判断します。

(例) 認められない例

市内で生産された果物を約1割使用した、市外製造のスイーツ

認められる例

原材料の柑橘のうち9割以上に市内で生産された柑橘を使用したスイーツ

Q4. 「田辺市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」とは。

- A. 当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであるということ等で判断します。

また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。

(参考) 実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

(例) 認められない例

市内事業者が単にカット、パッケージしている市外で生産されたフルーツ

認められる例

市内事業者が、市外で生産された原材料を使用し、市内で加工、品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの

Q5. 田辺市内の事業所で使用可能な宿泊券、お食事券などの登録は可能か。

- A. 商品券等の金券についても地場産品基準に適合する必要があります。また、転売防止対策などを講じていただく必要もあります。ただし、田辺市外でも使用できる金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー等）、地場産品基準に該当しない資産性の高いもの（電子機器、貴金属、ゴルフ用品など）は対象外となります。

Q6. 田辺市産の原材料を使用した商品、田辺市内で製造、加工された商品を返礼品として取扱う田辺市外の事業者の応募は可能か。

- A. 田辺市の産品を扱われていても田辺市外の業者様におきましては、出品いただくことができませんので、ご了承ください。

Q7. 返礼品提供事業者から支払う手数料などは必要なのか。

- A. 提供事業者にご負担していただく手数料や登録料等はありません。

Q8. 登録後、継続して掲載する場合、毎年申請が必要になるのか。

A. 一度登録いただきました返礼品については、トラブルや地場産品基準による取消などが行われない限り翌年度も継続して掲載させていただきます。

Q9. 登録はいつ行うことができますか。

A. 返礼品登録は通年可能です。また、登録後の返礼品追加も随時行います。ただし、ポータルサイトへの掲載は、国の審査終了後（概ね3ヶ月～半年後）となりますので、あらかじめご了承ください。

Q10. 寄附者に自社のパンフレットや広告等を送付してもよいか。

A. 寄附者情報を自社のパンフレットや広告等の送付に使用することはできません。返礼品発送の際に限り、返礼品提供事業者のパンフレットや商品案内を同封することは可能です。

Q11. 返礼品は何商品まで登録可能か。

A. 1事業者あたりの登録商品数の制限は設けていませんが、全体のバランスを考慮し制限を行う場合もございますので、ご了承ください。

Q12. 「田辺市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるもの」とは。

A. 社会通念上、区域外の同種の役務では代替困難なものに限って該当するものであって、田辺市内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものはこれに該当しませんのでご了承ください。

(例) 認められない例

田辺市内にある全国的に展開している飲食店における飲食

田辺市内にある全国的に展開している美容施設での施術

認められる例

田辺市内で、田辺市長の一日体験を行うもの

田辺市が市内で開催する花火大会の観覧

【お問い合わせ】

田辺市役所たなべ営業室

電話：0739-33-7714 mail：tanabe.eigyoun@city.tanabe.lg.jp